朝来市いじめ防止対策推進委員会開催要領

朝来市教育委員会

１　趣旨

子どもたちの道徳的判断力及び規範意識の低下が言われている中で、問題行動、とりわけ、いじめは潜在化､複雑化している。いじめの未然防止及び早期発見・解決は喫緊の課題であり、学校によるより有効な取組の実践並びに学校、家庭、地域及び関係機関の連携強化が重要である。そこで、朝来市いじめ防止対策推進委員会（以下「委員会」という）を設置し、課題解決に資する。

２　いじめとは（文部科学省実施「平成18年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとし、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

（注１） 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

（注２） 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

（注３） 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

（注４） 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

（注５） けんか等を除く。

３　協議内容

1. いじめ防止に対する緊急対策に関すること。
2. いじめ根絶を目指した教育の指針に関すること。
3. いじめ防止及び早期解決への取組・対応に関すること。
4. その他、関係事案への対応に関すること。

４　開催

（１）委員の委嘱 教育長が推薦し、教育委員会が委嘱する。

（２）開催回数 年１回以上の開催とする。

（３）報償費等 報償費と旅費（朝来市規定に準拠）を支給する。

５　諸注意

（１）地方公務員法第三十四条（秘密を守る義務）を厳守し、委員は、職務上知り得た秘密は、委員会内での協議のための情報であって、会議後は、いかなる場面においても、その情報は漏らしてはならない。

（２）協議された内容や提案については、教育委員会において確実に、学校もしくは関係機関に周知徹底を図り、その対応に専念する。

（３）委員会の協議は、透明性かつ公平性を貫くものではあるが、個人情報保護や守秘義務の観点から、公開については十分配慮していく。

平成24年度　朝来市いじめ防止対策推進委員会

委員名簿

＜委員＞

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　　名 | 職　　種 |
| 藤原圭介 | 朝来警察刑事課生活安全係長 |
| 松本邦彦 | 朝来市市長公室生活相談員 |
| 青田　勉 | 元中学校長 |
| 藤井雅峰 | 朝来保護区保護司会保護司 |
| 佐藤千栄子 | 元朝来市教育委員 |
| 藤原貴子 | 朝来市民生委員児童委員連合会児童母子部会部会長 |
| 清水悦子 | 女性団体ネットワーク代表 |
| 梅垣勝則 | 豊岡こども家庭センター課長補佐 |

※顧問：澤田中条法律事務所　顧問弁護士

＜事務局＞

|  |  |
| --- | --- |
| 教育長 | 垣尾幸博 |
| 教育部長 | 石塚敏一 |
| 次長兼学校教育課長 | 桑田孝史 |
| 学校教育課参事 | 中嶋敏博 |
| 学校教育課主幹 | 藤本宏子 |
| 学校教育課指導主事 | 稲津直人 |